

大阪大学外国語学部合格者判定会議規程

平成21年9月3日

外国語学部教授会決定

最近改正 平25. 3. 7

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学外国語学部教授会（以下「教授会」という。）規程第7条第2項の規定に基づき、外国語学部に置く合格者判定会議（以下「判定会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 判定会議は、教授会の審議事項のうち、次に掲げる事項について審議し、その議決をもって教授会の議決とする。

- (1) 一般選抜（前期日程・後期日程）試験における合格者判定に関する事項
- (2) 特別入試（私費外国人留学生及び外国学校出身者（帰国子女））における合格者判定に関する事項
- (3) 3年次編入学試験における合格者判定に関する事項
- (4) 科目等履修生選抜試験における合格者判定に関する事項
- (5) その他入学者選抜試験の合格者判定に関する事項

(組織)

第3条 判定会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 外国語学部長（以下「学部長」という。）及び外国語学部副学部長（以下「副学部長」という。）
 - (2) 外国語学部入試委員会委員長及び同副委員長
 - (3) 外国語学部外国語学科の各学科目代表又はその代理者 25人
- 2 前項に定めるもののほか、学部長が必要と認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者を委員に加えることができる。

(議長)

第4条 判定会議に議長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 議長は、判定会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、副学部長のうちから議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 判定会議の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を判定会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 判定会議は、その審議の結果を教授会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 判定会議の庶務は、言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室学生支援係において処理する。

(雑則)

第9条 この規程の改廃は、教授会が行う。

- 2 この規程に定めるもののほか、判定会議の運営に関し必要な事項は、議長が判定会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成21年9月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年2月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。